

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 28 日

老健局総務課 御中

職業安定局雇用政策課
介護労働対策室

介護雇用管理改善等計画に基づく介護事業主の
雇用管理改善の自己チェック機会の提供について

今般改正された「介護雇用管理改善等計画」（平成 27 年 5 月 13 日厚生労働省告示第 267 号）において、雇用管理改善等に対する介護事業主自身の意識向上、自主的な取組を促すため、介護事業主が自らの職場における雇用管理上の課題を診断できる「自己チェックリスト」（別添）の活用による雇用管理改善の自己チェック機会の提供が盛り込まれており、当該チェックリストを介護事業主に配布することにより、事業主自ら活用して雇用管理の改善の取組を促すこととしています。

具体的には、地方公共団体が介護事業主に対して行う説明会等において、自己チェックリストを介護事業主へ配布していただくとともに、介護事業主から当該地方公共団体に対して記入済みの自己チェックリストが自発的に提出された場合には、それを回収し、（公財）介護労働安定センター（以下「センター」という。）へ提供していただくことで、センターが行う雇用管理改善に関する相談援助へつなぐ仕組みを構築するものです。

つきましては、上記の趣旨について御理解いただくとともに、地方公共団体に対して下記のとおり対応していただくよう依頼をお願いいたします。

なお、介護雇用管理改善等計画の改正については、平成 27 年 5 月 13 日付厚生労働省職業安定局長通知（平成 27 年 5 月 13 日職発 0513 第 5 号）により各都道府県知事宛に周知するとともに、管内市町村への周知を依頼していることを申し添えます。

記

1 地方公共団体が介護サービス事業者向けに開催する説明会等において、別添の自己チェックリストを配布すること。

なお、事前に説明会等の開催日時等を同一都道府県内のセンター支部（所）に連絡していただければ、センター支部（所）から地方公共団体に対して必要部数の自己チェックリストを送付することが可能であること。

※ 併せて雇用管理改善マニュアル「介護の雇用管理改善 CHECK&D025（ダイジェスト版）」（下記リンク先参照）をセンター支部（所）から送付するので、配布をお願いする。

http://www.dosuru.kaigo-center.or.jp/pdf/digest_A4.pdf

2 可能な範囲で、説明会等の場で、各事業者が記入した自己チェックリストを回収し、同一都道府県内のセンター支部（所）に送付すること。

なお、当該センター支部（所）は、送付された自己チェックリストを活用し、各事業者に対して雇用管理改善に関する相談援助を行うので、その旨を説明会等の場で周知すること。

3 その他、センターのホームページにおいて職場改善の好事例集等を公開しているので、必要に応じて各事業者に周知していただきたいこと。

○（公財）介護労働安定センターのホームページのURL

<http://www.dosuru.kaigo-center.or.jp/index.html>